

年報社会心理学

---

第23号 1982

# 公と私の社会心理学

編 集

日本社会心理学会

発行 勁草書房

# 公と私の社会心理学

年報社会心理学

---

第23号 1982

日本社会心理学会

発行 勁草書房

# 目 次

## 特集 公と私の社会心理学

|                                                  |              |     |
|--------------------------------------------------|--------------|-----|
| 特集のことば .....                                     | 井上 忠 司.....  | 3   |
| 政治意識における公と私 .....                                | 三 宅 一 郎..... | 7   |
| 公と私の観念の変遷<br>——異文化との接触を軸として—— .....              | 安 永 寿 延..... | 27  |
| 家と「公と私」<br>——欧米との対比において—— .....                  | 三 戸 公.....   | 41  |
| 自己表現の作法<br>——日常場面における公と私—— .....                 | 船 津 衛.....   | 63  |
| 「公と私」に関する実験的研究<br>——社会的ジレンマ事態における集団規範の展開—— ..... | 金 児 曉 嗣..... | 85  |
| 認識経験における公的と私的 .....                              | 早坂泰次郎.....   | 115 |
| ——客観としての主観——                                     |              |     |

## 個別論文

|                                          |              |     |
|------------------------------------------|--------------|-----|
| 順社会的行動のクラスターと行動特性 .....                  | 高 木 修.....   | 137 |
| 日常生活場面における Informal Group について.....      | 三 井 宏 隆..... | 157 |
| 災 害 と 日 本 人<br>——「心理的現象」としての自然災害—— ..... | 仲 田 誠.....   | 171 |
| 大学における課題解決集団の社会工学的研究 .....               | 奥 正 廣.....   | 187 |

## 書 評 (A)

|                       |            |     |
|-----------------------|------------|-----|
| 南博著；『日本人の心理と生活』 ..... | 寺内礼治郎..... | 211 |
| 『日本人の芸術と文化』           |            |     |

|                                                                            |     |
|----------------------------------------------------------------------------|-----|
| Daniel Freedman; <i>Human Sociobiology:<br/>A Holistic Approach</i>        |     |
| Donald Symons; <i>The Evolution of Human<br/>Sexuality</i> .....我 妻 洋..... | 215 |
| Leon Festinger (ed.); <i>Retrospections on Social<br/>Psychology</i> ..... | 219 |
| <br>書 評 (B)                                                                |     |
| 我妻洋著;『社会心理学諸説案内』.....                                                      | 223 |
| 南博編;『日本人の人間関係事典』.....                                                      | 225 |
| 川本勝著;『流行の社会心理』.....                                                        | 226 |
| 辻村明著;『戦後日本の大衆心理』.....                                                      | 228 |
| 三隅二不二・木下富雄編;<br>『現代社会心理学の発展』.....                                          | 230 |
| 日本社会心理学会会則.....                                                            | 233 |
| 編集後記.....                                                                  | 235 |

特 集

# 公と私の社会心理学



## 特集のこ と ば

井 上 忠 司

<甲 南 大 学>

公と私をめぐる問題は、わたしたちの規範意識と人間関係を考えるうえで、きわめて重要なテーマのひとつである。義理と人情、恩、分限、罰（ばち）、世間体などとならんで、わたしたち日本人にとって、いつの世にも古くて新しい問題である。——にもかかわらず、これまで社会心理学の領域では、まともに扱われたことがほとんどなかったようにおもわれる。

公と私をめぐる問題が、政治学や社会学などの領域ではしばしば取りあげられ、追究されてきたについては、理由がある。「公」の観念は、発生のうえからすぐれて政治（律令時代における天皇制や土地制度）と結びつき、歴史的な意義の変容をとげながら、わが国の人びとの社会生活をつよく規制してきたからである。

わたしたちはたれしも、日常生活のなかで、公的な立場と私的な立場とをたくみに使いわけながら生きている。公的な職務にあるとき、公人としては服さざるをえないが、私人としては同意できないことも、けっしてまれではない。むしろ、その逆の場合もありうることであろう。それでいて、わたしたちの用件は、いったいどこまでが公用で、どこからが私用なのか、かならずしも判然とはしていないのである。

公と私の区別は、すでに律令時代から使われており、現在もなお使われている。が、そのじつ、たいそうあいまいである（司馬遼太郎『対談集 土地と日本人』中央公論社、1976）。あいまいではあるけれども、わたしたちが日ごろたえずそれに気をとられているという事実——つまり、わたしたちのあいだには、公と私の区別をめぐる社会心理的事実があるということ——だけは、間違いなくはっきりと指摘することができる。

本特集のテーマを、題して「公と私の社会心理学」としたゆえんである。

\*

\*

\*

本特集においては、公と私の概念規定について統一的な見解はどこにも示されていない。公と私の定義が各論文ごとにおこなわれることをとおして、公と私をめぐる観念とそのアプローチにどれほどのバラエティがあるかを示すことのほうが、現状においてはむしろ重要であるとおもわれたからである。それだけに、本特集を編むにあたっては、論文のテーマと執筆陣になるべくバラエティをもたせるべく腐心したつもりである。

本特集の構成は、つぎのとおりである。

第1の三宅論文「政治意識における公と私」は、これまでの世論調査データを縦横に駆使しながら、戦後における公と私の社会心理の変化をトータルにえがきだそうとする試みである。

周知のように、戦後のわが国においては、公的価値がいちじるしく低下し、かわって私的価値がぐんぐん上昇した。滅私奉公のイデオロギーは名実ともに衰えて、私的な欲求充足の価値が重視されるようになったのである。伝統的な公の観念は解体し、私は公から解放された。だが、新しい公（公共性）の意識は、人びとのあいだに芽生え、育まれているであろうか。三宅論文では、公と私に関連したさまざまな質問項目の回答例から、その間の事情が立体的にあざやかに解明されてゆく。

第2の安永論文「公と私の観念の変遷——異文化との接触を軸として」は、一転して歴史をさかのぼり、公と私の原義から説きおこして、文献にもとづきながらその意味の変遷をあきらかにしようとしたものである。安永氏は、さきに『日本における「公」と「私」』（日本経済新聞社、1976）という労作を世に問うて、公と私の原義にかんする綿密な論議を展開した。その業績をふまえながら、それとは別個に、氏はここでさらに筆をすすめようとしている。

わが国における公と私の観念は、三つの異相からなっている。アルカイックな日本文化のもとで成立したオオヤケとワタクシという言葉で織りなされた相のうえに、中国文明のなかで成立した公と私という言葉で綴り合わされた相と、西欧文明のなかで成立したパブリックとプライベートという言葉で刻まれた相が交配して、わが国に特有のユニークな観念を築きあげるにいたったのである。安永論文は、それら三つの相の交配過程を、一貫した論理でもって説明しようとした野心的な試みである。

第3の三戸論文「家と『公と私』——欧米との対比において」は、欧米の経営学の理論と、欧米での氏みずからの体験とにもとづきながら、日本の組織体における公と私の問題を浮き彫りにしようとしたものである。三戸氏の『公と私』（未来社、1976）は、毎日出版文化賞にかがやいた名著として、つとに定評の有るところである。この論文は、いわばポスト『公と私』の新しい到達点であるといえよう。

クニのイエと書いて国家とよむ。三戸氏によれば、わが国にあっては、国家という組織体は、最小の単位の家にたいしていちばん大きな家であり、おおよけであり、公であった。わが国の中間集団（会社や学校など）も、最小の単位の家と国家との中間に位置する、より大きな家にはかならない。そしてわたくしは、わ（吾）をつくして家＝おおよけのためにつとめる存在であった。三戸論文は、日本の組織体をことごとく家とみなして、公と私の問題に新しい光をあてようとする試みである。安永論文とあわせて読むと、まことに興味ぶかい。

第4の船津論文「自己表現の作法——日常場面における公と私」は、シンボリック相互作用論の立場から、自己表現のあり方を、日常場面における公と私という文脈のもとに考察しようとしたものである。

わたしたち日本人の自己表現は、一般に、消極的・防衛的であり、自己主張を欠いているかのように受けとめられている。しかしそれは、あくまでも公的場面にかぎられているであろう。私的場面においては、日本人の自己表現はけっして消極的でもなければ、防衛的でもない。船津論文では、E. ゴッフマンらの研究成果がじゅうぶんに消化されたうえで、公的場面と私的場面における人間一般の自己表現の作法が手際よく論じられ、ついで日本人のそれとの異同が浮き彫りにされてゆく。

第5の金児論文『「公と私」に関する実験的研究——社会的ジレンマ事態における集団規範の展開』は、小集団内における実験心理学の手法をもちいて、公と私の心的ダイナミクスを追究しようとしたものである。

集団の利益（公的利益）と個人の利益（私的利益）が対立する事態を社会的ジレンマ事態とよぶなら、ジレンマの高低は、集団規範の展開に大きな影響をおよぼすことであろう。また、公開された集団（公的集団）と匿名の集団（私

的集団)とでは、メンバー各自の選択は、集団規範とどのようにかわるのであろうか。金児論文では、公的利益と私的利益、公的集団と私的集団の二つの要因を独立変数とする本格的な実験のデザインが、本特集のためにとくに考案され、周到な計画のもとに実行されたのである。

第6の早坂論文「認識経験における公的と私的——客観としての主観」は、いままでの五つの論文とはガラリと趣きを異にして、認識経験における公共性という視点から、心理学の方法論を正面切って論じようとしたものである。

わたしたちは日ごろ、きびしい訓練によってきたえられてこそはじめて、ものが見えてくることを経験的に知っている。いかなる分野においても、ベテランの域に達した人の主観は、個人的ではあるが私的ではなく、一般的ではないが公(共)的になる。早坂論文は、心理学における客観性の神話を批判しながら、ほんとうの「相互主観性」とは何かをすどく問いかけている。知識社会学(社会学の社会学)のひそみになっていえば、これは知識心理学(心理学の心理学)の論文にほかなるまい。

\*

\*

\*

本特集では、公と私をめぐる諸問題のうち、ほんの一部のテーマが扱われたにすぎない。残された課題も多く、吟味し尽くされていない論点もまだ多いことであろう。

一例をあげると、公と私の二分法は、公でもなければ私でもない、いわば半公・半私ともいうべきその中間領域に着眼することによって、さらに問題のひろがりを見せるようにおもわれる。たとえば、「時間行動における公と私」や「空間行動における公と私」というテーマは、実際問題として、半公・半私のカテゴリーを想定しないとうまく説明することがむづかしい。日常の諸事においても、そうであろう(司馬遼太郎・山崎正和『日本人の内と外』中公新書、1978。梅棹忠夫『美意識と神さま』中央公論社、1982などを参照)。

ともあれ、この特集がきっかけとなって、公と私——ひいては日本人の規範意識——に関する社会心理学的研究が、より一段とすすめられることを期待したい。

# 政治意識における公と私

三 宅 一 郎

<同志社大学>

## はじめに

政治意識における公と私の観念の変化を、調査データによってあつづけるのが、本稿の課題である。時期的には戦後を広くカバーするつもりであるが、有益な調査データは現在に近いほど多く、初期は手薄にならざるをえない。戦前の伝統的公私の観念は、戦後のそれとの対比に必要な程度で第Ⅰ節に簡単にまとめる。

調査データは主として、NHK 放送世論調査所編『図説戦後世論史第2版』（以下 NHK, 1982 と略す）所載のものと、統計数理研究所 国民性調査委員会（以下統計数理研究所と略す）の国民性調査データを用いる。世論調査による「公私」の問題のようなデータは、建前を示すにすぎないという批判があろう。だが「公私」に関しては建前の変遷こそが重要だと考える。

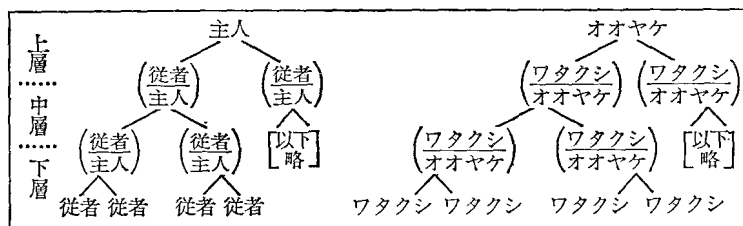
## Ⅰ 伝統的な公私の観念

日本における「公と私」の伝統的観念の特性は、その実体的峻別にある。日本の「公と私」の観念は、しばしば、聖徳太子の 17 条の憲法における「私を背きて公に向くは、是臣が道なり」に遡って記述されるけれども、本稿の目的からして、せいぜい徳川期まで遡れば充分であろう。

有賀喜左衛門によると、日本封建社会においては集団ごとに公と私とがあり、それらが最終的には全体社会の公と私に統合されるという階層的構造をなしていた（有賀, 1974）。まず最小の社会単位である家では、家長が家の成員すべてを代表していると考えられており、家長に対する奉仕と服従が家の「公」となり、成員自身のことは「私」と見なされた。「私」を犠牲にして「公」に奉仕することが重要な義理であった。主従関係の場合にも同様であって、主人の属する

階級の高低にかかわらず、個々の主従関係に奉公の観念が結びついていた。従者にとって彼自身は公に対する私であり、主人に滅私奉公することを忠と称し、主人に奉公し義理を尽くす者を忠僕と呼んだ。武士の主従関係が根幹となり、庶民の主従関係や平等関係などがこれに結びついて、公と私の関係が一定の階層的秩序として形成される。説明の便宜上、上、中、下の3階層の主従関係があるとして、その間の関係を図示すると、図1のようになる。下層の主従関係

図1 社会構造と公私の観念



有賀 1974, 232頁, 第1図より。

においては従者は主人（オオヤケ）に奉仕することを要求されたが、この主人（下）は中層の主従関係においては従者であったから、彼の主人（中のオオヤケ）に対して奉仕することを要求された。さらにこの主人（中）は上層の主従関係においては彼の主人（上のオオヤケ）に対して奉仕することを要求された。それゆえ、下層のオオヤケであった主人は中層の主従関係においてはワタクシであり、中層の主従関係においてオオヤケであった主人は、上層の主従関係においてはワタクシであった。すなわち、どの主従関係においても公と私があり、より上層にある公は、より下層の公に優先した。上下の階層を規定する基準は、基本的には幕藩体制の政治構造にあり、最高のもは徳川将軍に対する家来のそれである。幕府が公儀と呼ばれたゆえんである。

明治維新は、徳川「公儀」体制を幕府私営の政として批判し「公儀輿論」の新しい政治体制を求めるところから始まった。しかし、「公儀輿論」が重視されたのは「官」が未確立であった段階であって、やがて「官」の確立とともに「公」は制約され、「官」の「公」に対する優位の状況が成立する。「絶対無私

の公」(井出, 1982, 51頁)として超出する天皇に直結する「官」は公の立場に立ち、これに対して「臣」は「私」となる。すなわち公私は官民ラインにそって截然と分離され、人格的に具象化される。天皇への忠誠、あるいは天皇に直結する官への忠誠が、臣民の最大の義務となる。

公私はこのように官民に具象化され、上下の関係にあるとともに、さらに善悪の関係でもある。これについて丸山真男の「超国家主義の論理と心理」(丸山, 1956, 11~12頁)に的確な記述があるので引用しておこう。「我が国では私的なものが端的に私的なものとして承認されたことが未だ嘗つてないのである。この点につき『臣民の道』の著者は『日常我等が私生活と呼ぶものも畢竟これ臣民の道の実践であり、天業を翼賛し奉る臣民の営む業として公の意義を有するものである。(中略)かくて我々は私生活の間にも天皇に帰一し、国家に奉仕するの念を忘れてはならぬ』といっているが、こうしたイデオロギーはなにも全体主義の流行と共に現われ来たったわけではなく、日本の国家構造そのものに内在していた。従って私的なものは、即ち悪であるか、もしくは悪に近いものとして、何程かのうしろめたさを絶えず伴っていた。」(傍点原著者)。

裏返しに言えば国家秩序の内部へ、私的利害が無制限に侵入する。「各人自由にその志を遂げ」にはじまり、恋愛を主張し、性欲を肯定し、実感を尊重するという人間の欲望一般の主張(欲望自然主義)が、藩をこえた近代国家という大きな枠の中で、しかも資本主義の発展とともに拡大する民間領域において、淳風美俗的道德をこえて、人々を自由に行動させる挺となった。このような遂志の自由にみあう青年出世の「大志」の振興と国の「元氣」の横溢によって日本の近代国家としての発展はささえられていたといえる(高島, 1976, 212頁)。もちろん、欲望自然主義(神島, 1961)は当然国内秩序を瓦解にみちびくおそれがある。公的秩序との矛盾が明らかになれば、滅私奉公に立ち返らざるをえなかったであろう。その正統化は国益との合致によって行なわれたのである。

敗戦によって天皇は絶対的公としての威信を失い、官吏は公務員となり、官と公との結びつきは、今や自明ではなくなる。他方、臣民は主権者としての国民となった。このような正統性の大転換は、それまでに心理的準備のなかった多くの人々にとって価値基準の崩壊と帰属感の喪失を、すなわちアノミーを意味するものとなった(京極, 1968, 156頁)。伝統的な「公」の解体は直ちに新し

い公を生むに至らず、伝統的「私」は献身対象を失って「闇市の倫理」に従うか、かつての中間領域、例えば家庭、企業、政党などに奉仕対象を集中させる。企業などフォーマルな組織への忠誠心の集中についての叙述は本稿では割愛しなければならない。ここではまず家族と個人という私利益の解放と正統化について述べ、ついで新しい公の成立を検討することにする。

## II 公の崩壊と私の解放

敗戦によって滅私奉公という価値基準は崩壊したが、後述するように、それに代わる新しい公は瞬間的に建設されるものではない。奉仕対象を失った「私」のガイドは献身道徳を欠いた「欲望自然主義」のほかはない。終戦直後の食糧難とインフレーションは、生存そのものを脅かし、人々は私生活の防衛に迫られる。「貧困の中のプライヴァタイゼーション」（京極，1968）は、やがて高度経済成長期に入るにつれて「豊富に由来する明るさと消費生活の向上」に取って代わられるが、人々の関心の対象が家庭と個人である状況は、私生活を支える経済的基盤の充実と関心の多様化によって、一層進展するばかりである。

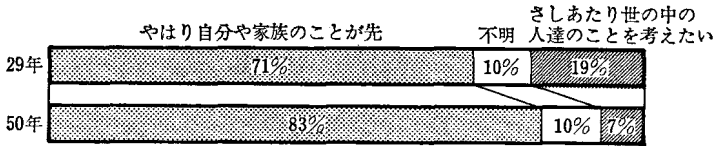
1953年から5年ごとの時系列データのある国民性調査の中に、「あなたにとって一番大切なもの」を自由回答方式で答えてもらう質問がある。その結果をまとめた項目群の中で、「家族」と「子供」をさらに併合すると、どの調査でも20%から30%ぐらいの人が、他の項目を抑えて「最も大切なもの」としてこれを選んでいる。「家・先祖」「国家・社会」は毎回数パーセント以下に過ぎない。2位は「健康」であることが多いが、「健康」は初期はともかく、生存そのものの欲求というよりも、長寿願望とつながっているようで、平均余命が伸びていることと関連して「長生きしたい」という気持は、ここ20数年間に男女ともかなり広がっているという（NHK，1982，12～14頁；統計数理研究所，1982）。「家族」は決して過去の家制度の下でいう「家族」でないことは「家・先祖」という別項目のあることから明らかだろう。夫婦と子供よりなる核家族（64年に半数をこえ、現在60%に達する）を大切に思うとは、「私生活優先」であるし、個人重視の傾向とつながっているのである。

「自分や家族のこと」と「世の中の人たちのこと」を対にして、どちらを重

視するかを尋ねている質問がある。図2に示すように、「自分・家族」は50年代より圧倒的多数を占めているが、75年の調査（NHK）では「世の中の人たちのこと」がわずか7%に落ちてしまっている。国と個人を対にした質問でもそ

図2 自分・家族のことと世の中の人達のこと \*29, 10S  
50, 3N

〈自分や家族のことは多少お留守になってもさしあたり世の中の人達のことを考えたいと思うか、やはり自分や家族のことが先だと思うか〉



NHK, 1982, 21頁, 図3-1より。 \*引用調査略号については原著を参照されたい。

の結果は同様である。「国が栄えるためには、個人の自由がある程度犠牲になってもやむを得ない」という考え方を肯定する人は56年調査で52%も存在したが、約20年後の75年には4分の1近く減り、逆に「個人の自由」を重視する人が過半数を占めるようになった（NHK, 1982, 138～9頁）。この変化の過程はいわゆる世代効果によるもので、「個人の自由」を重視する率は若い人ほど高いが、世代交替によって、戦後世代の占める比率が増大したためであり、したがって、この傾向はさらに拡大するであろう。<sup>(1)</sup>

「私生活優先」といえば、戦前から約50年間にわたる同一項目の調査として有名な国民性調査の中の「自分の気持ちに近い暮らし方」に言及しなければならぬ。この質問はもともと1931年「壮丁思想調査」および1940年「壮丁教育調査特別調査」からとったものという。選択肢は表1の通りである。財産志向と名誉志向には、戦前、戦後を通じて大きな変化はない。戦前・戦後で変わるのはその他の項目で、戦前では「清く正しく」が第1位、「公（社会）のため」が第2位であったが、戦後になると、「趣味にあった」が第1位となり、「清く正しく」は第2位に下る。そして「社会のため」は下位に落ちてしまう。しかも戦後「清く正しく」と「社会のため」はずっと低落しつづける。逆に「趣味にあった暮らし」と「のん気に暮す」が倍増する。この変り目が1960年前後であって、丁度、高度成長の開始期である（統計数理研究所, 1961, 127～129頁, 統計

表1 自分の気持ちに近い暮らし方 (%)

|                                   | 1930<br>(昭5) | 1940<br>(15) | 1953<br>(28) | 1958<br>(33) | 1963<br>(38) | 1968<br>(43) | 1973<br>(48) | 1978<br>(53) |
|-----------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 金や名誉を考えずに自分の趣味にあった暮らし方をする(趣味)     | 12           | 5            | 21           | 27           | 30           | 32           | 39           | 39           |
| その日その日をのんきにクヨクヨしないで暮す(安楽)         | 4            | 1            | 11           | 18           | 19           | 20           | 23           | 22           |
| 一生懸命に働き金持になる(財産)                  | 19           | 9            | 15           | 17           | 17           | 17           | 14           | 14           |
| 世の中の正しくないことを押しのけてどこまでも清く正しく暮す(清廉) | 33           | 41           | 29           | 23           | 18           | 17           | 11           | 11           |
| 自分の一身のことを考えずに、社会のためにすべてを捧げて暮す(社会) | 24           | 30           | 10           | 6            | 6            | 6            | 5            | 7            |
| まじめに勉強して、名をあげる(名誉)                | 9            | 5            | 6            | 3            | 4            | 3            | 3            | 2            |

(注) タテ軸の合計が100%未満である箇所は「わからない」「その他」などを省略しているため。

日高六郎『戦後思想を考える』(岩波新書), 1980, 79頁より。

数理研究所, 1982, 43~44頁, 日高, 1981, 79~80頁も参照)。

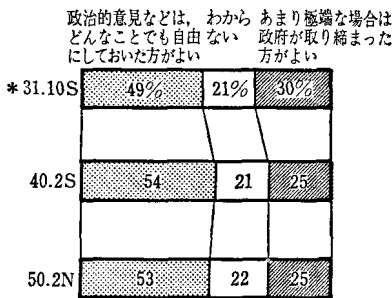
私的生活上の種々の要求は国民によって基本的人権と関連して認識されることが多いといわれている。<sup>(2)</sup> 法律上の議論はともあれ、私的生活優先の考えは日本国憲法における基本的な人権・自由の保障をきっかけとする権利意識の高まりによって正統化されてきたのは事実であろう。

憲法の公布は1946年であるが、日本人の権利意識が著しく高まったのは、都市化・産業化に伴って伝統的なイエ・ムラの社会関係が決定的に動揺・解体し始めた1960年代以降である(田中, 1978, 53頁)。京都大学法学部紛争処理研究会の1977年調査(同研究会, 1978)によると、75%もの人が日本人の権利主張が積極的になってきたと答えている。もっとも、この権利主張はすべて是とされているわけではなく、「そう思う」と答えた人のうち43%の人が「利己的な権利主張が多い」とし、「皆が積極的に権利主張を行なうべきだ」とした人は37%であるから、前者は後者を5%ばかり上廻っているのである。私的利益の主張は完全には正統化されているわけではない。

さて、基本的人権は「公共の福祉」に反しない限り尊重されるという憲法の規定は、「私」に対する「公」の優先ととれないことはない。多くの学者は人

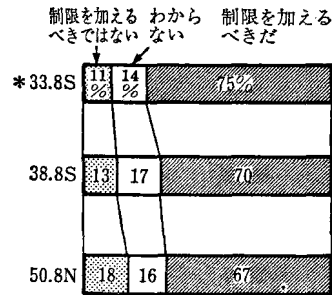
権を無内容化するとして、公共観念の優位を否認している（小林，1964，106頁）。国民の意見はこの点、私的権利主張を100％は認めないのと相応して、現在のところアンビバレントであるが、人権に制限を認めない方向に徐々に向いつつある。まず、言論の自由については「極端」か否かを問わず擁護するというのが多数意見となっている（図3参照）。だが、青少年に教育上悪い影響を与えるような映画・出版物などについては図4のように「制限を加えるべきだ」という意見が少しずつ減りつつあるが、なお3分の2の多数を占めている（NHK，1982，132～137頁）。黙否権については、「制限すべきだ」という人が多数派であったが、その割合は徐々にへって、直前に引用した77年の京都大学調査では、「制限す

図3 政治的な意見の制限賛否



NHK, 1982, 133頁, 図44-1より。

図4 青少年の教育上悪影響を与える映画・出版物の制限賛否



NHK, 1982, 133頁, 図44-2より。

べきだ」30％，「制限すべきでない」27％であった（京都大学法学部紛争処理研究会，1977，資料9頁）。年とともにこの差は小さくなってきているし、若い人に「制限すべきでない」という意見が多いので、やがてそれが多数意見となろう。

### Ⅲ 公の転回

新憲法の制定により、国民は天皇に服従し、その大政を翼賛する臣民の立場から、国家の權威の源泉である主権者へと大きく転回した。つまり公は天皇とそれに連結する官による独占から解放されて、国民個人個人の共同で構成する